

## 役員報酬等規程

第1条 この規程は、常勤役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程において常勤役員とは、会長、副会長、専務理事、常務理事、常勤理事及び常勤監事をいう。

第2条 常勤役員の報酬月額を理事会において定める。

第3条 常勤役員に、期末手当、夏期手当及び通勤手当を職員に準じて支給する。

2 期末手当及び夏期手当には、職員へ支給される勤勉手当の支給率を加算する。

3 期末手当及び夏期手当（前項の加算額も含む。）の算定に際しては、職員に準じてその算定の基礎額に役職加算を行うものとし、その加算割合は報酬月額の16%とする。

第4条 前条に定めるもののほか、職員から引き続き常勤役員となった者については、満60歳に達する年度の3月31日までの期間は、次の手当を支給する。

（1）管理職手当に相当する手当 報酬月額の18%

（2）その他の手当 職員に準じて支給